

亀山市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 1 号

亀山市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市税条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項の表 2 の項中「身体障害者が」を「身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が」に、「身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改め、同条第 2 項第 1 号の表肝臓機能障害の項中「及び 3 級」を「から 3 級までの各級」に改め、同条を第 1 0 条の 2 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（環境性能割の減免）

第 1 0 条 条例附則 2 9 条の 3 の規定により市長が定める 3 輪以上の軽自動車は、三重県県税条例（昭和 2 5 年三重県条例第 3 7 号）第 1 3 7 条の 3 の規定により三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 1 0 条の規定は、この規則の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 この規則による改正後の第 1 0 条の 2 の規定は、令和 2 年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。